

中小企業施設設備復旧支援事業

東日本大震災で甚大な被害を受けた地域において、地域の生活基盤となっている中小製造業者が実施する生産施設及び生産設備の復旧事業を支援することにより、被災地域の復旧を促進します。

1 事業の要件

(1) 対象となる事業者

本事業により県内での事業再開又は継続を目指す中小企業のうち、製造業者とします。ただし、次の各号に該当する中小製造業者(みなし大企業)及び県が実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連復旧・復興補助事業の交付決定を受けている者は、除きます。

- ① 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している。
- ② 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

(2) 対象となる要件(次の各号のいずれの要件にも該当すること)

- ① 本事業により、次のいずれにも効果が見込まれること。
 - ア 当該中小製造業者の生産能力の早期復旧に資する事業であること。
 - イ 当該中小製造業者の雇用維持に資する事業であること。
 - ウ 被災地域の復旧に資する事業であること。
- ② 東日本大震災により「補助の対象となる経費」における生産施設及び生産設備の全部又は一部に甚大な被害が生じていること。

2 補助の対象となる経費

東日本大震災により、損壊若しくは滅失した生産施設及び生産設備のうち、事業の目的の遂行に必要不可欠であり、県内で直接利用される生産施設及び生産設備の復旧に要する経費が対象となります。なお、それらを新たに整備する経費も対象となります。

また、事業の復旧に必要な不可欠な生産施設及び生産設備の復旧整備であって、東日本大震災以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、県が適正と認めた場合には、経費の対象とします。

3 補助金の率及び上限額・下限額

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| (2) 補助上限額 | 20,000千円 |
| (3) 補助下限額 | 1,000千円 |

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 新産業振興課 高度電子機械産業振興班

e-mail: shinsank@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 TEL 022-211-2765

宮城県農林水産部 食産業振興課 食品製造業復興支援チーム[食品製造業]

e-mail: s-business@pref.miyagi.jp

TEL 022-211-2963

中小企業等グループ設備等整備資金貸付事業(被災中小企業施設・設備支援事業)

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における復興事業計画の認定を受けるなどによって、復旧・復興を目指す中小企業者の方などに対し、財団法人みやぎ産業振興機構を通じて無利子で貸付を行うことにより、県内産業の復旧及び復興を支援します。

1 貸付対象者

- (1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る復興事業計画の認定を受けた中小企業等グループ及び当該グループを構成する中小企業者
- (2) 商工会・商工会連合会・商工会議所の施設復旧支援事業の交付決定を受けた中小企業団体
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する仮設店舗、工場等に入居する中小企業者

2 貸付対象物件

- ・資産計上される建物、構築物又は設備であって、審査にて認める物件。
- ・ただし、1 (3) に掲げる対象者の場合は、耐用年数が概ね10年以上のものであり、仮設工場等からの退去後も移転後の施設に移設すること等により、長期にわたり使用が見込まれる設備のみが対象。
- ・「貸付決定時に支払い済みのもの」、「県外に設置されるもの」、「賃貸を目的とするもの」、「土地」、「什器」、「運転資金」などは対象外。

3 貸付金の概要

- (1) 貸付限度額
なし(審査で認められた額)。ただし、貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要。
- (2) 償還期間
20年以内(うち据置期間5年以内)であって、審査にて認める期間
- (3) 金利
無利子
- (4) 担保要件
人的担保：原則、法人の代表者
物的担保：原則、貸付対象物件

4 審査

公益財団法人みやぎ産業振興機構、県、独立行政法人中小企業基盤整備機構の三者が協力して実施します。

審査の結果、御要望に沿えない場合がございます。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 新産業振興課 中小企業支援班

e-mail : shinsant@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2723

公益財団法人みやぎ産業振興機構 金融支援課

e-mail : gyomu@joho-miyagi.or.jp

TEL022-225-6636

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14番2号 宮城県商工振興センター3階

中小企業組合等の会館・事務所等復旧補助

東日本大震災により被災された事業協同組合等の共同施設(会館、事務所等)の復旧費用の一部を補助します。

【対象者】

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合及び商工組合連合会、企業組合、信用協同組合、商店街振興組合

【補助内容】

対象範囲	建物、建物以外の工作物、土地、設備
共同施設の種類の種類	組合会館、組合事務所等
補助率	1/2、2,000万円まで

【募集時期】

募集期間を設定して募集を行いますので、お問い合わせ下さい。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 商工経営支援課 商工団体指導班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階

TEL 022-211-2743 FAX 022-211-2749 e-mail: syokeisids@sendaicci.or.jp

中小企業組合の生産施設等復旧補助

東日本大震災により被災された事業協同組合等の共同施設(倉庫、生産・加工施設等)の復旧費用の一部を補助します。

【対象者】

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合及び商工組合連合会

【補助内容】

対象範囲	建物、建物以外の工作物、土地、設備
共同施設の種類の種類	倉庫、生産・加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場
補助率	3/4

【募集時期】

平成23年9月1日(木)から平成23年9月30日(金)まで

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 商工経営支援課 商工団体指導班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階

TEL 022-211-2743 FAX 022-211-2749 e-mail: syokeisids@sendaicci.or.jp

【震】事業用施設の復旧・整備のために

高度化事業災害復旧貸付

震災により甚大な被害を受けた中小企業協同組合や商店街振興組合等を支援するため、協同組合等が被災した共同施設を復旧又は新たに整備する場合に、長期無利子の貸付を行います。

○対象者

中小企業協同組合・商店街振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合が対象です。

- (1) 既存の高度化資金貸付を受けて整備した施設が被災したため、当該施設の復旧を図る場合(施設の相当部分が滅失、消失し、又は使用不能の状態になっており、市町村長等が発行するり災証明書等を受けていること。)
- (2) 被災した施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合(組合等の組合員又は所属員の相当部分の者が、り災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について、市町村長等が発行するり災証明書等を受けていること。)

○貸付の内容

- (1) 貸付割合等：貸付対象施設の整備資金の99%以内又は整備資金から10万円を控除した額
- (2) 償還期限：20年以内(うち据置期間5年以内)
- (3) 金利：無利子

○申請期間

施設がり災したと認められる日から起算して、原則として、5年以内に事業計画書の提出が行われたものまでが対象となります。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 商工経営支援課 商工金融第二班(宮城県庁14階北側)

WEB : <http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/tokkai/index.htm>

e-mail : syokeisikin2@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 TEL 022-211-2745 FAX 022-211-2749

小規模企業者に対する設備導入支援

公益財団法人みやぎ産業振興機構において、県内小規模企業者等の設備導入を支援するため、「設備資金貸付事業」及び「設備貸与事業」を実施しています。

(平成23年4月1日現在)

資金名		融資対象者	融資限度額	利率	償還(据置)期間
設備資金貸付		常用従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下(特認を受けることができる場合には50人以下。)の小規模企業で、以下の要件を満たすもの。 ・創業や経営基盤の強化に必要な設備を導入しようとしている ・原則青色申告をしている。 ・事業税の滞納がない。 ・関係法令に違反していない。	原則 50万円以上 4,000万円以下(全体事業費の2分の1以下)	無利子	原則 7年以内 (うち据置期間1年以内)
設備貸与	設備割賦	同上	原則100万円以上 6,000万円以下	(保証金) 機械価格の10% (損料) 1.9 ~ 2.7%	原則 7年以内(うち据置期間1年以内)
	設備リース			〈月リース代〉 3年 ~ 7年 3.001% ~ 1.365%	

※東日本大震災により著しい被害を受けた方で、被災して使用できなくなった設備に替わる設備を新たに導入する場合は、償還期間を最大2年間延長できます。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

公益財団法人みやぎ産業振興機構 産業経営支援部 金融支援課

e-mail : gyomu@joho-miyagi.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター3階

TEL022-225-6636

【震】事業用施設の復旧・整備のために

商店復旧支援事業

東日本大震災で被災した施設及び設備を復旧して事業を再開するに当たり必要となる経費の一部を補助します。

1 事業主体

次のすべてを満たす中小企業者

- ①卸売業、小売業、飲食業、運輸業、サービス業を営む者
- ②施設が全壊又はそれに準じる大規模な被害を受けた者
- ③県内で事業を再開・継続する者

2 対象経費

施設の修復・建替経費、設備の修繕・入替経費、被災施設の解体撤去費等

3 補助率 1 / 2 以内

4 補助限度額 上限 3,000 千円 / 下限 1,000 千円

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 商工経営支援課 商業振興班

e-mail : syokeisisin@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2746

商業活動再開支援事業

東日本大震災で被災し、当面の事業再開に必要な施設及び設備の整備に要する経費の一部を補助します。

1 事業主体

次のすべてを満たす中小企業者

- ①卸売業、小売業、飲食業、運輸業、サービス業を営む者
- ②施設が全壊又はそれに準じる大規模な被害を受けた者
- ③県内で事業を再開・継続する者

2 対象経費

仮店舗の取得・借上経費・仮店舗の設備設置経費等

3 補助率 1 / 2 以内

4 補助限度額 上限 3,000 千円 / 下限 1,000 千円

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 商工経営支援課 商業振興班

e-mail : syokeisisin@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2746

観光施設再生支援事業

東日本大震災により被災された観光事業者の皆様の再建・復旧を支援するため、施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

1 対象者

東日本大震災により被災した宮城県内の観光施設・設備を再建・復旧する中小企業者等

※民間の方で、個人、法人の別は問いません。

※風俗営業等規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号の営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認める施設を除く。

2 対象施設

①ホテル、旅館、簡易宿所営業及び下宿営業の施設。

②その他、知事が特に認める観光集客施設（お問い合わせください。）

3 対象経費

施設設備の修繕・修理、建替、入れ替えに要する経費

①土地復旧費

②解体撤去費

③修復・建替費

④買替・修繕費

⑤移設費 等

4 補助率 1 / 2 以内

5 補助限度額 上限10,000千円／下限1,000千円

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 観光課 観光企画班

e-mail:kankou@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2823